

漁港漁場関係工事における冬期間の特殊養生の取り扱いについて

1. コンクリートの特殊養生の適用期間について

工事発注時期を問わずコンクリートの打設工程が12月1日から3月31日にかかる場合に適用する。

※施工サイクル（支保～養生）のうち、1日でも対象期間にかかる場合は、特殊養生を適用する。

※但し、ゼロ国債工事、ゼロ県債工事及び翌債工事の発注年度内施工分には適用しない。

2. 養生用足場について

原則として計上しないものとする。

3. 異形ブロック及び魚礁製作等の特殊養生費積算方法

12月1日から3月31日の間にコンクリート打設をする場合は、一般養生を行わない積算をし、別途特殊養生費を計上する。

また、生コンクリートの冬期割増額は、令和3年度設計単価表に掲載の地区別単価を計上する。

① ブロック実重量 35.5 t 以下の場合

「漁港漁場関係工事積算基準（令和3年度版）」第3章8節消波工 補足資料-1の5.特殊養生により積算する。

② ブロック実重量 35.5 t を超える場合

下記の単価表により積算する。

【特殊養生工】

10個当たり・100m³当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
世 話 役		人	$0.30 \times V / 100 \times 10$	12.5t～35.5t以下と同じ
普通作業員		〃	$1.70 \times V / 100 \times 10$	〃
練 炭	高4号	個	$126.00 \times V / 100 \times 10$	〃
シ ー ト	3.6m×5.4m	枚	$29.30 \times V / 100 \times 10$	〃
麻 袋	105cm×60cm	袋	$41.00 \times V / 100 \times 10$	〃
クレーン運転		日	$0.16 \times V / 100 \times 10$	〃
雑 材 料		%		〃
計				

注) 1. V：ブロック1個当たりコンクリート設計量(m³)

2. 給熱養生は、練炭を使用した場合である。

3. 上記は給熱養生を3日程度としている。

4. クレーンの規格は、ブロック製作で選定されたクレーンを適用する。

5. 転用回数として、シートは12回、麻袋は9回を標準とする。

4. 市場単価を使用する場合の特殊養生費積算方法

①根固ブロック・L型ブロック製作等及び上部工等

12月1日から3月31日の間にコンクリート打設をする場合は、市場単価に一般養生費用が含まれているため、特殊養生費用と一般養生費用の差額を冬期養生費として市場単価に加算して計上する。

また、生コンクリートの冬期割増額は、令和3年度設計単価表に掲載の地区別単価を計上する。

【市場単価加算額】

国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）令和3年度版

1m³当たり

養生工区分		ページ	差額
無筋構造物 (根固ブロック・上部工等)	①特殊養生(練炭)	Ⅱ-4-①-10	①-②
	②一般養生	Ⅱ-4-①-9	
鉄筋構造物 (L型ブロック等)	①特殊養生(ジェットヒータ)	Ⅱ-4-①-10	①-②
	②一般養生	Ⅱ-4-①-9	

② ケーソン・セルラーブロック

12月1日から3月31日の間にコンクリート打設をする場合は、「漁港漁場関係工事積算基準（令和3年度版）」第3章4節本土工_ケーソン式 参考資料-5 特殊養生（ケーソン製作）により積算する。

また、生コンクリートの冬期割増額は、令和3年度設計単価表に掲載の地区別単価を計上する。